

令和8年3月17日
内閣府地方創生推進事務局

令和8年度における利子補給金支給対象事業の募集等について
＜御案内＞

以下により、応募を受け付けますので、御案内申し上げます。
応募が見込まれる場合には、可能な限り事前に、又、前広に御連絡・御相談願います。

留意事項等は、別紙のとおりです。

事業応募に係る事前相談や、金融機関の指定申請等手続きは、募集期間によらず、随時可能ですので、前広に御連絡・御相談願います。

募集期間	
【令和8年4月】	4月6日～15日
【7月】	7月6日～15日
【10月】	10月1日～13日
【12月】	12月1日～10日

※ 令和9年2月の募集有無等につきましては、令和9年度予算の状況等を踏まえ、令和9年1月頃、別途、御案内申し上げます。

令和8年度契約予算【見込み】			[参考] 左記上限に係る
[利子補給契約（当該年度締結）の合計の上限額]			「貸付けの額」の目安
地域 再生	地域再生	549.427 百万円	20,250 百万円
	特定地域再生	13.567 百万円	500 百万円
総合 特区	国際戦略総合特区	406.983 百万円	15,000 百万円
	地域活性化総合特区	461.248 百万円	17,000 百万円
国家戦略特区		325.587 百万円	12,000 百万円

※ 予算審議状況等によって、変動することがあります。
予算の範囲内での契約及び支給となりますので、御理解願います。

【問合せ先】
内閣府地方創生推進事務局
利子補給担当（TEL：03-5510-2473）

別紙1 (地域再生及び総合特区に係る留意事項等)

1. 事前相談先 03-5510-2473 (内閣府地方創生推進事務局 利子補給担当)
※ オンライン (Teams 等) 打合せも可能です。指定金融機関におかれましては、お気軽に御連絡願います。

2. 応募先 rishi.hokyu.アットマークcao.go.jp

3. 応募方法

- 指定金融機関より、上記応募先まで、交付要綱に基づく「確認申請書」(ウェブサイト掲載の様式及び記載例等を基に作成。)をメール提出願います。

【メール件名 (地域再生の場合)】	地域再生利子補給・令和●年●月応募
【メール件名 (総合特区の場合)】	総合特区利子補給・令和●年●月応募

なお、メールには、御担当者・御連絡先を記載願います。

- 交付要綱に基づく「確認書」(申請書の補正等が進んだ段階で、地域再生又は総合特区に係る認定等計画の主体から交付受け。)を添付願います。
また、必要に応じ、事業内容を視覚的に補足する図や計画書などを添付願います。
- 協調融資を予定されている事業は、申請書及び窓口を一本化願います。

4. 応募に係る補足事項

- 応募事業の事前着手は、原則認められません。御不明な点などは、前広に御相談願います。
- 事業の内容やスケジュール、指定金融機関の融資予定(時期、金額)などについては、極力変更が生じないように、御確認・御調整等願います。
特に、指定金融機関の融資実行期限(要綱に定める、利子補給金支給事業として決定した後の貸付けの実行期限)に御留意の上、融資予定を御調整等願います。
また、必須な場合を除き、貸付けの分割がないよう、御調整等願います。
※ 令和7年度より、貸付けの実行期限や分割制約などの見直しを図っておりますので、御理解・御協力等願います。
- 応募事業については、各募集月の月内目途、審査を了し利子補給金支給事業として決定したいと考えておりますので、事前相談を含め、早めの対応などの御協力を賜りますようお願い申し上げます。
なお、地域再生又は総合特区に係る認定等計画の主体との御調整についても、早めの御対応をお願い申し上げます。

1. 事前相談先 03-5510-2473（内閣府地方創生推進事務局 利子補給担当）
※ オンライン（Teams等）打合せも可能です。特区計画主体又は指定金融機関におかれましては、お気軽に御連絡願います。

2. 応募先 rishi.hokyu.アットマークcao.go.jp

3. 応募方法

- 特区計画主体より、上記応募先まで、規則に基づく「事業実施計画の提出」（ウェブサイト掲載の様式及び記載例等を基に指定金融機関とともに作成。）及び添付書類（ウェブサイト掲載の様式一覧に記載の一式。）をメール提出願います。
【メール件名（国家戦略特区の場合）】 国家戦略特区利子補給・令和●年●月応募
なお、メールには、御担当者・御連絡先を記載願います。
- 応募内容は、指定金融機関へ共有願います。

4. 応募に係る補足事項

- 応募事業の事前着手は、原則認められません。御不明な点などは、前広に御相談願います。
- 事業の内容やスケジュール、指定金融機関の融資予定（時期、金額）などについては、極力変更が生じないように、御確認・御調整等願います。
特に、指定金融機関の融資実行期限（要綱に定める、利子補給金支給事業として決定した後の貸付けの実行期限）に御留意の上、融資予定を御調整等願います。
また、必須な場合を除き、貸付けの分割がないよう、御調整等願います。
※ 令和7年度より、貸付けの実行期限や分割制約などの見直しを図っておりますので、御理解・御協力等願います。
- 応募事業については、可能な限り速やかに審査及び区域会議等を了し利子補給金支給事業として決定したいと考えておりますので、事前相談を含め、早めの対応などの御協力を賜りますようお願い申し上げます。

別紙3（共通留意事項等：利子補給対象融資額の上限及び調整等について）

1. 利子補給対象融資額の上限について

- 令和8年度応募事業について、同一事業での同一年度における利子補給対象融資額（※）の上限は、「20億円」とします。

（※1）同一年度において2回以上の融資が必須の場合には、全ての融資を合算した額とします。

（※2）複数の指定金融機関による融資の場合には、全ての指定金融機関分を合算した額とします。

また、7年度応募決定済事業に係る8年度の利子補給対象融資額の上限は、「20億円」とします。

- 令和8年度応募事業について、2か年に渡る融資が必須の場合には、8年度は「20億円」、9年度は「15億円」をそれぞれの上限とします。

（注） 必須な場合を除き、貸付けの分割がないよう、御調整等願います。なお、令和9年度の上限は、予算の状況等を踏まえ、引下げを行う場合があります。

2. 利子補給対象融資額の調整等について

予算の範囲内での契約及び支給となりますので、御理解願います。

特記事項は、以下のとおりです。

○ 調整内容（割当）の御連絡

- 令和8年度応募事業、又は、7年度応募決定済事業（8年度予算により契約。）に係る割当額については、以下を概ねの目安として、予算状況等も踏まえつつ貸付実行時期に応じ算定の上、指定金融機関（協調融資事業は窓口機関）へ暫定的に御連絡申し上げます。

※ 満額割当以外の場合には、利子補給見込額もあわせて御連絡申し上げます。

	7年度応募決定済事業に係る貸付実行時期	8年度応募事業に係る貸付実行時期	対応イメージ
①	8年4月／5月	—	8年度予算の審議状況及び、「②」の見込み等も踏まえつつ、可能な限り速やかに
②	8年6月～9月	8年4月応募事業のうち、8年9月まで分	4月応募事業決定後、可能な限り速やかに
③	8年10月～12月	8年4月又は7月応募事業のうち、8年12月まで分	7月応募事業決定後、可能な限り速やかに
④	9年1月／2月	8年4月～10月応募事業のうち、9年2月まで分	10月応募事業決定後、可能な限り速やかに
⑤	9年3月のうち、8年度支給が見込まれるもの	8年4月～12月応募事業で、9年3月まで分のうち、8年度支給が見込まれるもの	12月応募事業決定後、可能な限り速やかに
⑥	9年3月のうち、8年度契約が見込まれるもの（⑤を除く）	8年度応募事業で、9年3月まで分のうち、8年度契約が見込まれるもの	8年度予算の状況等も踏まえつつ、9年2月以降、可能な限り速やかに

- 暫定連絡後の調整や取下げ有無等確認を経た上、改めて、割当額を算定し、御連絡申し上げます。

※ より精緻な調整のため、別紙様式第8「利子補給金の額の計算表」の作成を御依頼させていただく場合もあります。その場合には、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ 暫定連絡において満額割当の場合には、改めての連絡を省略します。

○ 調整内容について

- 割当対象事業の利子補給対象融資額の合計が、予算をベースに想定する枠（総額）を上回る場合に、調整を行うものです。
- 原則として、多額事業（10億円超予定：上記1において上限を適用したものは当該上限額をベースとする。）について調整を行います。
当該調整によっても予算の範囲内での契約が困難な場合には、少額事業（10億円以下予定）についても調整を行います。
※ 予算状況等により、多額の基準を変更する場合がありますので、御理解願います。
なお、特定地域再生計画に係る事業は、当該基準によらず、個別調整等を行うこととなります。
- 調整内容のイメージは、以下のとおりです。国家戦略特区については、要綱【別表6】の「基本的な考え方等」も考慮します。なお、調整において、端数を切り捨てる場合がありますので、御理解願います。

【多額事業のみ調整の場合】

少額事業 : 満額割当

多額事業 : $10 \text{ 億円} + \alpha$ （多額事業の利子補給対象融資額をベースに按分）

【少額事業を含む調整の場合】

各事業の利子補給対象融資額（多額事業の場合は基準額）をベースに按分

【注1】 地域再生又は総合特区について、「達成済の数値目標を掲げる事業」に係る利子補給対象融資額（上記調整の基となる金額。）は、当該認定等計画における他の数値目標の達成状況や、達成済の数値目標の上方修正等手続きの進捗状況などを踏まえ、原則、減額（当該融資額に「0.8」を乗じ、端数切捨て。）を行います。

なお、他の数値目標の達成状況などにより、利子補給金支給事業として認められない場合もありますので、御留意願います。

【注2】 「本利子補給制度を活用した実績のある事業者」に係る利子補給対象融資額（上記調整の基となる金額。）については、過去の事業との関係、認定等計画における数値目標の達成状況、事業の効果（地域への波及含む）の見込みなどを踏まえ、減額（当該融資額に「0.8」を乗じ、端数切捨て。）を行う場合がありますので、御留意願います。

【注3】 【注1】及び【注2】の減額が重複する場合には、「0.64」を乗じた減額（端数切捨て。）を行います。

【注4】 国家戦略特区については、要綱の【別表6】の「事業に係る基本的な考え方等」も考慮した調整となる場合がありますので、御理解願います。

【注5】 事業の効果（地域への波及含む）の見込みが僅少の事業については、利子補給金支給事業として認められない場合もあります。地域への波及など、地方創生に資する事業としての実施等方御留意願います。